

「保育を必要とする理由」

入園事由	入園期間・ 利用時間など	必要書類
(1) 就労 ①月 48 時間以上就労している ②月 120 時間以上就労している	左の条件で就労している期間 ①の場合 保育短時間認定 ②の場合 保育標準時間認定	「就労証明書」
(2) 妊娠・出産 母親が出産の前後により保育ができない場合	出産または出産予定日の前後 12 週の属する月 ※短時間・標準時間どちらも選択できます	出産予定日または出産日を確認できる 「診断書」または母子手帳のコピー
(3) 保護者の疾病・障がい 疾病等により保育できない場合	保育できないと認められた期間	疾病に関する「診断書」または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、介護保険証のコピー
(4) 同居または、長期入院等している親族の介護・看護 疾病等の親族を常時介護のため保育できない場合	介護が必要と認められる期間	常時介護の必要な期間が確認できる「診断書」要介護の方は介護保険証のコピー
(5) 災害復旧 火災や風水害、地震などにより、その復旧の間保育ができない場合	災害復旧に必要な期間	罹災証明書など
(6) 求職活動（起業準備含む）	3 か月を上限とする （3 歳未満児については都度確認させていただきます） ※原則短時間認定となります	「雇用保険受給資格者証」または職業安定所受付票のコピーなど、就職活動の開始日が確認できる資料
(7) 就学	就学期間中	入学証明書・在学証明書・学生証のコピーなど
(8) その他 ①DV・虐待等 ②育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること （3 歳以上児のみ） ③前各号に類する状態にあり、保育できないと町長が認める場合	町長が認める期間 ①標準時間認定を基本とします ②原則短時間認定となります	②の場合、育児休業中と確認できる証明書（就労証明書）